

<報道発表資料>

令和 7 年 3 月 3 1 日

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

## 令和 7 年度 京都市障害者就労施設等からの 物品等の調達方針の策定

この度、京都市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、本市における令和 7 年度の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めました。

今後も、調達方針に基づき、本市における障害者優先調達の一層の推進を図ります。

### 【調達目標額】

令和 6 年度の各局・区等における障害者就労施設等からの物品等の調達見込み及び令和 7 年度調達予定を踏まえ、以下のとおり設定しました。

令和 7 年度 調達目標額：3 億 2,860 万円

（参考）令和 6 年度目標額：3 億 1,900 万円

### 【これまでの取組】

- 平成 25 年度に、本市各部署と障害者就労施設との間の物品等の調達の仲介を行う「共同受注窓口」を設定し、本市の政策随意契約ができる対象者として認定しました。これにより、障害者就労施設から直接調達することに加えて、共同受注窓口の活用による調達の推進を図っています。

- 優先調達の対象となる障害者就労施設等や取り扱っている物品等について、保健福祉局から各局・区等へ情報提供するなど優先調達に取り組みやすい環境づくりに努め、全庁を挙げて取り組んでいます。

(参考) 障害者優先調達推進法の趣旨

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。

このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害のある人が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

〔厚生労働省パンフレットから抜粋〕

同法は、平成25年4月1日から施行されています。

<お問合せ先>

保健福祉局障害保健福祉推進室

電話：075-222-4161